



トクちゃん新聞

7月号



おかげさまで、
7月15日で6周年です。
ありがとうございます。

平成19年7月5日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL : 06-6744-3961
FAX : 06-6744-3963

URL : <http://www.ft-tax.com/>

mail : info@ft-tax.com



より一言

6月29日、清水が退職しました。平成15年11月から3年半ほど。本当によくやってくれました。独立するわけでもなく、転職するわけでもなく、赤ちゃんができてツワリで休むことになって事務所に迷惑をかけることのないように、という清水らしい計画的な理由です。お客様の皆様にも大変かわいがっていただきました。平成15年11月というと、開業してまだ2年少々。今でもそうですが、当時はもっともっと事務所内のいろんなルールや体制が整わず、不安な思いもさせたことだろうと思います。事業というのは、こういう形で、人の入れ替わりはあるものの、その時その時、その場にいる人に支えてもらってなんとか継続できてるんやな〜と改めて感じました。清水が抜けた穴を埋める人材を募集しておりますが、税理士試験を1ヵ月後に控えたこの時期、採用は難しく8月に入ってから動きとなる予定です。また採用が決まりましたらご紹介させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



◆税務情報

担当: 荒田

「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が延長されております。

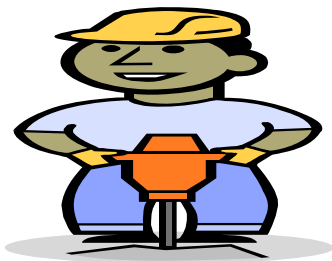
「租税特別措置法」の一部改正により、「不動産売買契約書」及び「建設工事請負契約書」に関して、平成19年4月1日以降(平成21年3月31日まで)作成される契約書についても印紙税の軽減措置が適用されています。
※ これまでは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

【軽減後の税率(参考)】

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税額は、その契約書に記載された契約金額につき、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、1通当たり、下記の「軽減後税額」欄の金額となります。

契約金額		本則税額	軽減後税額
1千万円超	～ 5千万円以下	2万円	1万5千円
5千万円超	～ 1億円以下	6万円	4万5千円
1億円超	～ 5億円以下	10万円	8万円
5億円超	～ 10億円以下	20万円	18万円
10億円超	～ 50億円以下	40万円	36万円
50億円超	～	60万円	54万円

(注) 契約金額が1千万円以下のものは、軽減措置の対象となりません。
参考: 国税庁HP (パンフレット・手引等—印紙税関係—)
(<http://www.nta.go.jp/category/pamph/inshi/pdf/1055-2.pdf>)



◆平成18年度確定申告状況

担当: 大塚

国税庁より、このほど平成18年度の(平成19年3月申告)所得税、消費税、及び贈与税の確定申告状況の取りまとめが公表されました。

●所得税の確定申告者数

・2,349万4千人(過去最高であった昨年から31万3千人の増。)
うち
・還付申告者・・・52%(1,225万3千人)
・納税人員・・・35%(823万人3千人 / 昨年より0.7%減。)

☆所得金額は44兆3,205億円、申告納税額は2兆8,971億円といずれも増加。(定率減税の半減等の影響が要因と考えられる。)

●『e-Tax』を利用した所得税の申告件数
・・・49万1千件(前年の14倍と急増しています。)



◆魔法のファイリング術

担当: 大塚

「結果・生産のうちの80%は、原因・投入のうちの20%に起因する。」これは「80対20の法則」(別名: パレートの法則)というビジネス界では欠かせない法則です。具体的には、売上製品の80%は上位20%の売筋製品が占めている、など・・・この法則は、ファイリングの分野でも応用できます。「集めた情報の20%が、自分の知的生産の80%に寄与する。」つまり、最初に情報入手した時点で、自分に最も有効な20%を選び出すことが有益な作業です。そして、この抽出した20%の情報はファイリングし手元に置き、残りの80%は捨てるくらいの気持ちで望むことがファイリングの極意だそうです。私は、日々、この「20%を見抜く力」を鍛錬していきたいと思う毎日です。◆参考図書:『魔法のように片付く! 見つかる! ファイルの技術 刑部恒男 すばる舎』

◆税務スケジュール (7月)

7月17日(火)

・所得税 予定納税額の減額申請書

担当: 岡村



7月10日(火)

・6月分 源泉所得税の納付
・1～6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)
・6月分 住民税の納付(特別徴収)
・社会保険 算定基礎届



7月31日(火)

・5月決算法人 確定申告
・11月決算法人 中間(予定)申告
・6月分社会保険料
・所得税の予定納税

◆経理合理化セミナー

担当: 荒田

6月22日(金)「知らなきゃ損シリーズ ～」と題しまして、生野産業会にてセミナーを開催させていただきました。みなさん、熱心に聞いてくださったことに加え、その日が暑かったこともあり、汗だくの90分となりました。

ご参加くださったみなさん、

ありがとうございます!

また、次回は「参加したい!」というみなさん、またご連絡いたしますので、ぜひご参加ください!

(御社の経理作業にご不満はありませんか?)

◆お客さまアンケート結果ご報告

昨年夏に実施いたしました、徳野会計事務所のサービス・料金に関するアンケートにたくさんのご協力、また暖かいお言葉、ありがとうございました。回収のタイミングがずれてしまったこともあって、ご報告することが大変遅くなってしまいました。申し訳ございません。代表的なご意見をご紹介しますいただきます。

- 月次決算書・キャッシュフロー改善シミュレーション
- ・ わかりやすい。数字に興味を持てるようになった。社員へも説明してもらって助かる。
- ・ 月次ごとに表紙の色を見て身がひきしまる思いがします。
- 徳野会計の基幹サービスです。もっともっとわかりやすい資料を作って行きたいです。
- 顧問料・決算料
- ・ ほとんどの方が「妥当」とご回答してくださいました。ありがとうございます。
- 徳野会計が優れている点
- ・ よく話を聴いてくれる。わかりやすく噛み砕いた説明をしてくれる。
- ・ 一般論でなく会社の内情を理解した上でのコメントをしてくれる。
- 徳野会計のウリにしたいところです。今後もさらに精進していきたいと思います。
- 電話対応
- ・ 丁寧 ・ 名前を言ってもらえると、より親近感がもててよい
- お気づきでしょうか「徳野会計事務所 ○○です」と名乗るように努力中です。
- 要望
- ・ 異業種交流会の開催・取引先の相互紹介
- ・ 若い人を経営者のよき相談者としてたくさん育成して欲しい
- ・ 従業員向けのセミナー(税務だけでなく教育面等も含めたもの)の開催
- ・ パソコンに詳しい人を紹介して欲しい ・ 生命保険の見直し
- できるところから、皆様のご希望にこたえられるようがんばります。



※頂いたアンケートです。

◆スタッフより

みなさん、こんにちは。荒田です。
なんだか気分もパツと晴れない状態になりがちな梅雨の季節、いかがお過ごしでしょうか?

私が最近挑戦していることについて、お話をさせていただきます。

挑戦していること、それは・・・
「脱・夜型人間(朝からパワー全開へ!)」です。

昔から「早起きは三文の徳」と言われておりますが、「僕には無理だし、朝早く起きようが、夜遅くまで起きてようが、時間は同じやん!」と自分には関係ないことと思っておりましたが、ちょっとしたキッカケで早起きにチャレンジすることになりました。すると、なんと! 清々しさがたまらなれど感じたのです。得した気分にもなりました。
まだまだ、朝型人間になりきれませんが、意識して早起きしようという心がけています。(いつまで続くことやら・・・(汗))
みなさんの中には、すでに朝型の方も多くいらっしゃると思います。私が完全な朝型人間になれるよう、アドバイスをいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします♪

◆税金クイズ

担当: 清水

今月は相続税についてのクイズです。

Q.1 相続人が妻と子2人の場合の法定相続分は次のうちどれでしょうか?

①妻1/1 子0 ②妻1/2 子1/4づつ ③妻・子1/3づつ



Q.2 相続税にはこまでは課税しないという基礎控除額があります。相続人が妻と子2人の場合、基礎控除額はいくらでしょうか?

①300万円 ②1,000万円 ③8,000万円

相続税の基礎控除額は5,000万円+法定相続人の数×1,000万円です。

妻が2人、子が2人の場合、基礎控除額は5,000万円+2人×1,000万円=7,000万円です。

妻が1人、子が1人の場合、基礎控除額は5,000万円+1人×1,000万円=6,000万円です。